税のオピニオンリーダー
それが経営者の団体「法人会」です。

法人ところざわ

HOUJIN TOKOROZAWA

No. 185
2026年 秋号



所沢航空記念公園　C-46中型輸送機

所沢航空記念公園の屋外に展示されている「C-46中型輸送機」は、かつて航空自衛隊で「天馬」の愛称で親しまれた輸送機です。

機体は昭和30年代に入間基地で使用されていたものを昭和55年に分解・移設され、銀色に輝く雄大な姿は公園のシンボルとなっており、日本の航空歴史を伝える存在として多くの来園者に親しまれています。

●写真提供：所沢支部事務局

2026年秋号目次

所沢税務署定期異動	2
着任のごあいさつ	3
税務署だより	4〜5
県税からのお知らせ	6〜7
法人会からの提言	8
食品ロス削減	9
青年部会経営研修会／西部ブロック合同事業／新会員ご紹介	10
法人会活動報告／生活習慣病健診のお知らせ	11

一般社団法人 所沢法人会
https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/tokorozawa/

所沢税務署定期異動



7月10日付で定期異動が発令されました。
所沢税務署の主な方々の異動は以下の通りです。
（※網掛けの方は法人会担当）

【新任者】

（敬称略）

新　所　属	氏　名	旧　所　属
署　長	伊藤信一（いとうしんいち）	関東信越派遣　国税庁監察官　主任監察官
副署長（個人・資産課税担当）	榎本芳幸（えのもとよしゆき）	（留　任）
副署長（総務・管理・徴収・法人課税担当）	佐藤竹彦（さとうたけひこ）	仙台局　調査査察部　査察管理課　課長補佐
総務課長	佐藤真也（さとうしんや）	関信局　総務部会計課　課長補佐
法人課税第一部門 統括官	原　辰也（はらたつや）	長岡署　法人課税第一部門　統括官
法人課税第二部門 統括官	八重樫美香（やえがしみか）	浦和署　税務広報広聴官
法人課税第三部門 統括官	鈍寶克典（どんぼうかつのり）	関信局　課税第二部　資料調査第二課　主査
法人課税第四部門 統括官	久保田幸成（くぼたゆきなり）	（留　任）
法人課税第五部門 統括官	藪内　彩（やぶうちあや）	関信局　調査査察部　調査第六部門　主査
法人課税第一部門 総括上席	網川厚志（あみかわあつし）	東松山署　法人課税第一部門　総括上席
法人課税第一部門 上席調査官	赤塚宜隆（あかつかよしたか）	川越署　審理専門官（法人担当）
法人課税第一部門　調査官	古越麻美（ふるこしあさみ）	所沢署　総務課　会計係長

【転出者】

（敬称略）

旧　所　属	氏　名	新　所　属
署　長	傳川和広（つたがわかずひろ）	退職
副署長（法人課税担当）	宮澤尚昭（みやざわなおあき）	長野署　特別調査官（総合担当）
副署長（個人・資産課税担当）	石原誠治（いしはらせいじ）	広島局　総務部　税理士監理官
総務課長	菱川誠司（ひしかわせいじ）	関東信越国税不服審判所　副審判官
法人課税第一部門 統括官	水野清美（みずのきよみ）	長野署　法人課税第一部門　統括官
法人課税第二部門 統括官	藤岡道代（ふじおかみちよ）	川口署　法人課税第二部門　統括官
法人課税第三部門 統括官	松浦　敦（まつうらあつし）	長野署　法人課税第四部門　統括官
法人課税第五部門 統括官	高橋岳央（たかはしたかひろ）	財務省　主税局　参事官室
法人課税第六部門 統括官	田村　満（たむらみつる）	川越署　法人課税第五部門　統括官
連絡調整官（法人）	齋藤順子（さいとうじゅんこ）	浦和署　法人課税第五部門　統括官

着任のごあいさつ



●所沢税務署長　伊 藤 信 一

この度の人事異動により所沢税務署長を拝命いたしました伊藤信一でございます。着任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

一般社団法人所沢法人会の会員の皆様におかれましては、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

所沢税務署管内は、豊かな自然環境と都市機能が調和した魅力ある地域であり、多くの企業の皆様が地域経済の発展を支えておられます。会員企業の皆様には、それぞれの事業活動を通じて雇用の創出や地域社会への貢献に尽力されており、そのご努力に深く敬意を表する次第です。

また、所沢法人会におかれましては、税知識の普及や納税意識の高揚を目的とした研修会や説明会の開催をはじめ、租税教育活動や地域貢献活動など幅広い事業に積極的に取り組まれております。こうした活動は、健全な企業経営の発展と良好な納税環境の整備に大きく寄与するものであり、税務行政を担う立場から心より感謝申し上げます。

さて、国税当局の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」にあります。この使命を果たすため、税務行政においては、適正・公平な課税と徴収の実現を図るとともに、納税者サービスの向上に努めております。

近年、社会全体でデジタル化が急速に進展する中、国税庁においても税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進しております。e-Taxによる電子申告や電子納税の利用拡大をはじめ、納税者の利便性向上と業務の効率化に向けた様々な取組を進めております。

その一環として進められているのが、内部事務のセンター化です。申告書や各種申請書の処理などを集約し、効率的かつ高度な事務処理を行うことで、税務署における業務をスリム化しております。

また、現在、国税組織の基幹システムであるKSK（国税総合管理）システムの更改が進められております。KSKシステムは、申告や納税に関する情報を管理する税務行政の重要な基盤であり、その更改は将来の税務行政を支える重要な取組です。新たなシステムのもとで、データ活用や業務の効率化をさらに進め、納税者利便の向上と安定的な税務行政の実現に努めてまいります。

法人課税を取り巻く環境にも変化があります。令和8年4月1日以後に開始する事業年度からは、防衛力強化に係る財源確保のため、防衛特別法人税が導入されます。会員企業の皆様におかれましては、新たな制度への適切な対応が求められることとなりますが、税務署といたしましても、制度の周知や情報提供に努め、円滑な施行に向けて取り組んでまいります。

税務行政を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、適正な申告と納税が社会を支える基盤であることに変わりはありません。そして、その実現のためには、法人会をはじめとする関係団体との連携が不可欠です。今後とも所沢法人会の皆様との信頼関係を大切にしながら、地域に根差した税務行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

結びに、一般社団法人所沢法人会のますますのご発展と、会員企業の皆様のご繁栄、ご健勝を心より祈念申し上げますとともに、引き続き税務行政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、着任のごあいさつといたします。

TAX OFFICE NEWS

税務署だより

年末調整の準備はお済みですか？

令和8年分年末調整のポイント

所沢税務署

年末調整は、給与所得者の1年間の所得税額を精算する大切な手続です。事業者の皆様におかれましては、毎年実施している業務ではありますが、扶養状況や控除の適用要件は従業員ごとに異なるため、十分な確認が必要です。

特に令和8年分の年末調整では、税制改正により基礎控除や給与所得控除の引上げ、扶養親族等の所得要件の見直しなどが行われており、例年以上に注意が必要となります。これらの改正は令和8年12月に行う年末調整から適用されます。

1 令和8年分年末調整の主な改正点

(1) 基礎控除額の見直し

令和8年度税制改正により、所得税の基礎控除額が引き上げられました。また、所得水準に応じて控除額が異なる仕組みとなっています。年末調整を行う際には、給与所得者本人の合計所得金額の見積額を確認し、適用される基礎控除額を正しく判定する必要があります。

合計所得金額（令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注３））	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後（注１）		改正前（注１）	
	令和８・９年分	令和10年分以後	令和８年分	令和９年分以後
132万円以下（206万円以下）	104万円（注２）	99万円（注２）	95万円（注２）	58万円
132万円超 336万円以下（206万円超 475万1,999円以下）		62万円	88万円（注２）	
336万円超 489万円以下（475万1,999円 超665万5,556円以下）			68万円（注２）	
489万円超 655万円以下（665万5,556円超 850万円以下）	67万円（注２）		63万円（注２）	
655万円超 2,350万円以下（850万円超 2,545万円以下）	62万円		58万円	

（注）1 所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円（改正前：58万円）に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 62万円にそれぞれ、42万円、5万円、37万円を加算した金額（改正前：58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額）となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 下記(2)の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

※ 基礎控除額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、令和9年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(2) 給与所得控除の引上げ

給与所得控除についても見直しが行われ、最低保障額が引き上げられました。これにより、所得税負担の軽減につながるケースが見込まれます。令和8年分については、改正内容を反映した年末調整を行い、1年間の税額を精算することになります。

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和８・９年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円（注１）	その収入金額×30％＋８万円（69万円未満となる場合は、69万円）	65万円
190万円超 220万円以下			その収入金額×30％＋８万円

（注）1 給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第29条の4）の適用後の給与所得控除額となります。
2 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

※1 給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める令和8年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

※2 令和8・9年分の給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、上記イ及びロにかかわらず、次の金額とすることとされました。

給与等の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与等に係る給与所得の金額	なし	その収入金額－74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

なお、国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」については、上記※1及び※2を加味した表とすることを予定しています。

(3) 扶養親族等の所得要件の見直し及び特定親族特別控除の創設

扶養控除等の判定に用いる所得要件も見直されました。これまで扶養親族等に該当しなかった家族が、令和8年分からは対象となる場合があります。特に大学生のアルバイト収入や配偶者のパート収入については、従来の基準による先入観で判断せず、最新の要件に基づいて確認することが重要です。

また、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人を対象とした「特定親族特別控除」が創設されました。（この場合の親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。）

扶養親族等の区分	所得要件（注１）（令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注２）） 改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下 （136 万円以下）	58 万円以下 （123 万円以下）
特定親族	62 万円超 123 万円以下 （136 万円超 197 万円以下）	58 万円超 123 万円以下 （123 万円超 188 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超 133 万円以下 （136 万円超 207 万円以下）	58 万円超 133 万円以下 （123 万円超 201 万5,999 円以下）
勤労学生	89 万円以下 （163 万円以下）	85 万円以下 （150 万円以下）

（注）1　合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
2　上記⑵の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和8年の給与等の源泉徴収事務における留意事項】

令和8年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和8年分の給与等の源泉徴収事務においては、令和8年12月に行う年末調整の際に、上記⑴の引上げ後の基礎控除額及び上記⑵改正後の国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和8年分の給与等の源泉徴収事務においては、上記⑶の改正は、令和8年12月1日以後に支払う給与等から適用されますが、この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。

2 年末調整事務を円滑に進めるために

年末調整事務をスムーズに進めるためには、早めの準備が大切です。

まず、年末調整の対象者を確認するとともに、中途就職者については前職の源泉徴収票の提出を依頼してください。前職分の給与を合算しなければ正しい年税額を計算することができません。

また、生命保険料控除や地震保険料控除、住宅借入金等特別控除を受ける従業員については、必要書類の早期提出を呼び掛けることが有効です。提出期限が年末に集中すると、確認作業に多くの時間を要する原因となります。

さらに、令和8年分では申告書様式にも変更が加えられていますので、最新の様式を使用するようご注意ください。

（参考）改正後の配偶者特別控除額及び特定親族特別控除額の表
上記⑵及び⑶の改正により、親族等の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）に応じた控除額は、次のようになりました。

配偶者又は特定親族の合計所得金額（令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注））	配偶者特別控除額 所得者の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額（注）） 900 万円以下（1,095 万円以下）	900 万円超 950 万円以下（1,095 万円超 1,145 万円以下）	950 万円超 1,000 万円以下（1,145 万円超 1,195 万円以下）	特定親族特別控除額
62 万円超 85 万円以下（136 万円超 159 万円以下）	38 万円	26 万円	13 万円	63 万円
85 万円超 90 万円以下（159 万円超 164 万円以下）				61 万円
90 万円超 95 万円以下（164 万円超 169 万円以下）				51 万円
95 万円超 100 万円以下（169 万円超 174 万円以下）	36 万円	24 万円	12 万円	41 万円
100 万円超 105 万円以下（174 万円超 179 万円以下）	31 万円	21 万円	11 万円	31 万円
105 万円超 110 万円以下（179 万円超 184 万円以下）	26 万円	18 万円	9 万円	21 万円
110 万円超 115 万円以下（184 万円超 189 万円以下）	21 万円	14 万円	7 万円	11 万円
115 万円超 120 万円以下（189 万円超 194 万円以下）	16 万円	11 万円	6 万円	6 万円
120 万円超 123 万円以下（194 万円超 197 万円以下）	11 万円	8 万円	4 万円	3 万円
123 万円超 125 万円以下（197 万円超 199 万円以下）				
125 万円超 130 万円以下（199 万円超 204 万円以下）	6 万円	4 万円	2 万円	
130 万円超 133 万円以下（204 万円超 207 万円以下）	3 万円	2 万円	1 万円	

（注）　上記⑵の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

3 年末調整でよくある誤り

税務署には毎年、年末調整に関する様々な相談が寄せられます。その中でも特に多い事例をご紹介します。

一つ目は、扶養親族の所得確認漏れです。扶養親族本人の収入状況を十分確認せずに前年と同じ内容で処理した結果、扶養控除の適用誤りが生じるケースがあります。

二つ目は、配偶者控除や配偶者特別控除の判定誤りです。配偶者の収入見込額は年によって変動するため、年末時点で改めて確認することが重要です。

三つ目は、保険料控除証明書の確認漏れです。控除を適用するためには証明書等による確認が必要となります。

四つ目は、中途就職者の前職分給与の反映漏れです。年の途中で入社した従業員については、前職の源泉徴収票が提出されているかを必ず確認してください。

これらの誤りは、事前の確認と従業員への周知により未然に防ぐことができます。

4 おわりに

令和8年分の年末調整は、税制改正に伴い例年以上に確認事項が多くなっています。特に、基礎控除額や扶養親族等の所得要件の見直し、特定親族特別控除の創設などは、多くの給与所得者に関係する改正事項です。

事業者の皆様におかれましては、最新の手引きや国税庁ホームページの情報を確認いただくとともに、従業員への早めの周知と書類回収にご協力をお願いします。

年末調整に関する詳しい情報は、国税庁ホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

県税からのお知らせ

個人住民税の特別徴収にご協力ください！



外国人を雇用する
事業主の皆様へ

外国人従業員が退職・帰国するときは 個人住民税の一括徴収をお忘れなく！

従業員の退職等があった場合は、
必ず「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。



⚠ 従業員の退職等により特別徴収できなくなった場合は、
一括徴収・納入をお願いします。

※ 6～12月の間に退職等
従業員等からの**申出により**、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

※ 1～4月の間に退職等
従業員等からの**申出にかかわらず**、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

⚠ 従業員が日本から出国するまでに住民税を収めることができない場合、必ず納税管理人の届けを出すようお伝えください。

※ 納税管理人は出国する前に**日本に居住する方**の中から定め、市区町村に届け出る必要があります。



特別徴収税額の納入、給与支払報告書・給与所得者異動届出書の提出は、
簡単・便利な eLTAX（エルタックス） をぜひ御利用ください。



●お問合せ
各市町村の個人住民税担当窓口にお問い合わせください。



11月は個人事業税第2期分の納期です。

8月にお送りした納税通知書により、納期限（11月30日（月））までに忘れずに納付してください。

個人事業税は、スマートフォン決済アプリ（りそなグループアプリ、PayPay、PayB、auPAY、ファミペイ、d払い、楽天ペイなど）から納税通知書の「eL-QR」を読み取って納付することができます。

また、eL お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法で納付することも可能です。

なお、自動車税事務所の4支所（大宮、熊谷、所沢、春日部）の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

納税が困難な場合は、お早めに県税事務所へご相談ください。

納税は、安全・便利・確実な口座振替で！

個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続は、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続に2か月程度要するため、これから手続をしていただくと、令和9年度からご利用いただけます。

個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税務課（電話 048･830･2664）へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税（URL：https：//www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html）」をご覧ください。

「eLTAX（エルタックス）」で申告・納税！　申請・届出も提出できます！

埼玉県では、地方税共同機構の運営する地方税ポータルシステム（通称「*eL*TAX（エルタックス）」）を利用した、インターネットによる法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・ゴルフ場利用税・県たばこ税・軽油引取税・不動産取得税の申告・納税受付を行っています。利用開始方法など、詳細については*eL*TAXホームページをご覧ください。

また、県税に関する申請・届出の一部については、*eL*TAXにより電子的に提出することができるものもあります。*eL*TAXホームページでご確認ください。是非、*eL*TAXをご利用ください。

【お問合せ先】

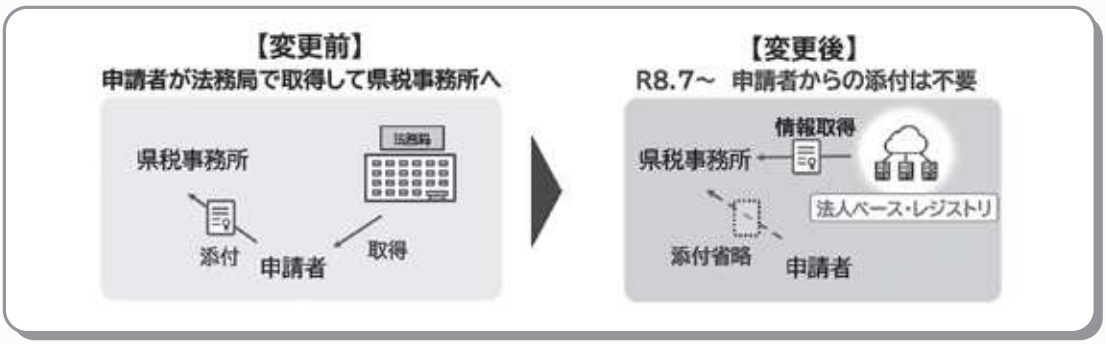
eLTAX（エルタックス）ヘルプデスク（電話 0570-081459（ハイシンコク））
※上記の電話番号でつながらない場合（電話 03-6745-0720）
各県税事務所又は県税務課（TEL:048-830-2657）

県への税務手続における法人の登記事項証明書の添付が不要となりました！

国と自治体間での商業・法人登記事項証明書の情報連携を行う「法人ベース・レジストリ」システムの運用が開始されたことに伴い、全ての県税の申請書等※における商業・法人に係る登記事項証明書の添付が不要となりました。

県税の申請書類等のフォーマットは、県ホームページをご覧ください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-6.html

※法人の設立等報告書、法人の名称変更等の報告書など



【お問合せ先】　**県税務課（TEL:048-830-2651）**

法人会からの提言

未来につながる税・財政の制度設計を。

消費減税にあたっては事業者に十分な配慮を求めます

中小企業を中心とする全国約70万社の会員企業で構成される経営者の団体「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月18日開催の理事会において、「令和9年度税制改正に関する提言」を決議しました。今般、政府・与党は、2027年4月から飲食料品の消費税率を2年間限定で1%に引き下げるとともに、1%分の消費税収に相当する給付金を中低所得者へ支給する方針を決定しました。しかし、社会保障財源に充てることとされている消費税の減税については、物価高対策としての効果が不透明であるうえ、減収分と給付金を合わせた財源も明確に示されていません。さらに、事業者は、2年間の減税のためにレジシステムの改修や社員教育などの対応を迫られ、多額の費用や人手を要するなど、大きな負担を負うことになります。法人会はかねて政府・与党に対し、消費税減税には慎重な対応を求めてきましたが、中小・零細企業に配慮した万全の措置を講じるよう強く訴えています。





公益財団法人 全国法人会総連合
会長 斎藤 保
株式会社IHI特別顧問

令和9年度税制改正に関する提言（概要）

Ⅰ 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的な課題であり、財政の持続可能性を高めるために本格的な歳出・歳入の一体的な改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、歳出についても聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業における事業主の社会保険料負担は、賃上げに伴い年々増加している。事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含めて税と社会保障を一体的に議論すべきである。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業の活性化を促し、地域の中で存在感を発揮してもらうことは、地域経済の活力を取り戻すことにもつながる。地方創生の観点からも政府と地元自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ
(2)「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」等の拡充、本則化
(3) 償却資産に対する課税の見直し
(4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
(5) 中小企業の事務負担軽減　等

2. 事業承継税制の拡充

中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
(2) 取引相場のない株式の評価の見直し
(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

社会保障国民会議では、中低所得者の生活を支援する「給付付き税額控除」の導入に向けた議論が行われているが、制度設計にあたっては軽減税率やインボイス制度のあり方についても深掘りした議論が求められる。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会では、「法人会型健康経営」として、企業の活力向上を図るとともに、健康増進を通じた社会保障給付費の抑制や、企業の持続的な成長による安定的な国の歳入確保につなげる「財政健全化のための健康経営」に取り組んでいます。*健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

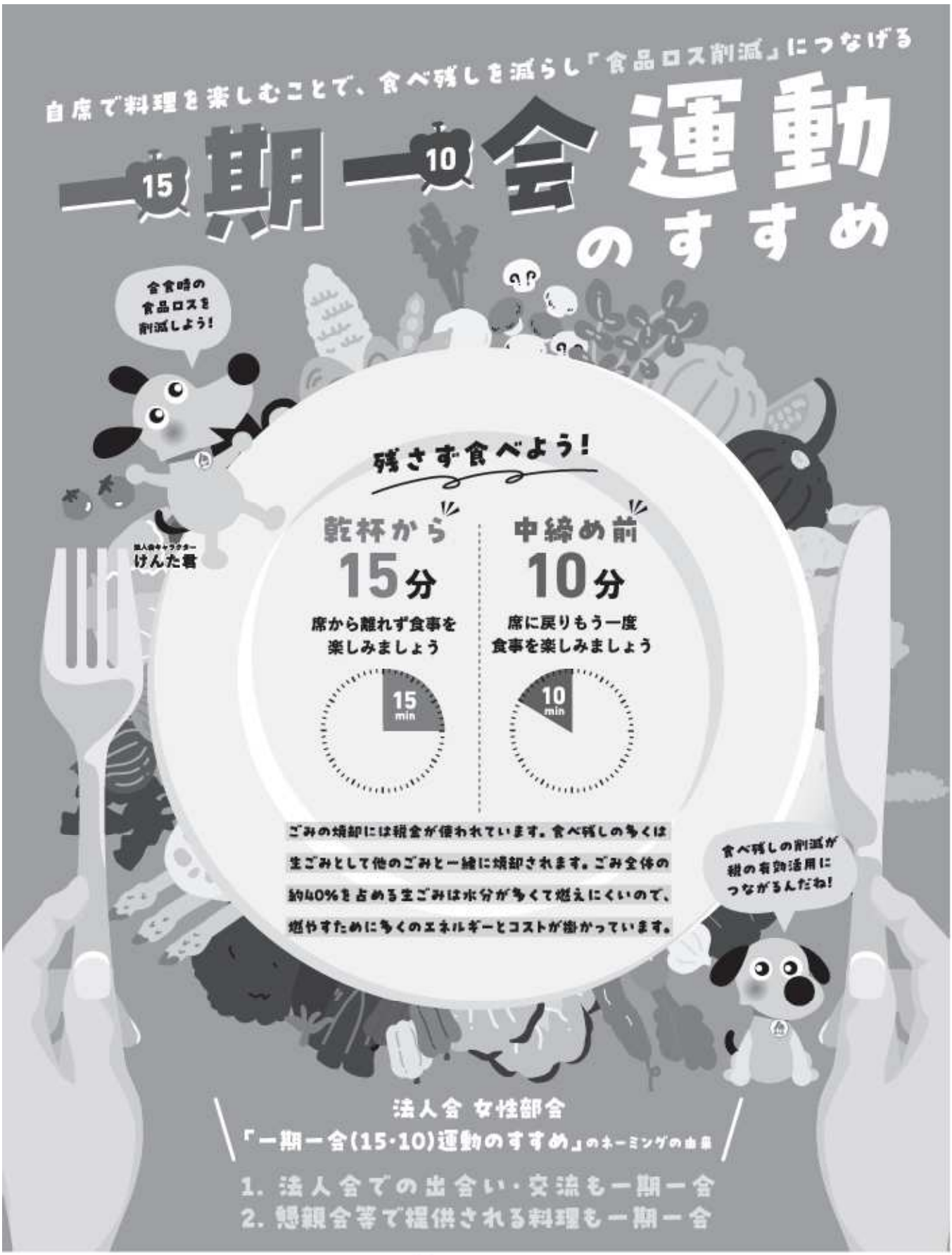
公益財団法人
全国法人会総連合

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。
https://www.zenkokuhojinkai.or.jp

令和8年9月25日付 日本経済新聞 朝刊 全国版掲載

自席で料理を楽しむことで、食べ残しを減らし「食品ロス削減」につなげる

一期一会（15・10）運動のすすめ



法人会
～女性部会は「食品ロス削減」に取り組んでいます～

「一期一会運動のすすめ」特設ページはこちら

20260302

青年部会 経営研修会



令和8年7月9日、ホテル・ヘリテイジ飯能に於いて、講師に税理士の齋藤安正氏を迎え「決算書の読み方基礎講座」と題した青年部会飯能支部経営研修会が開催されました。

昨今のAI技術の進化により、融資審査や税務調査の現場は劇的な変貌を遂げています。もはや決算書は税理士任せにできるものではなく、経営者自らがその数字を読み解く「目」を持つことが不可欠です。本講座では、損益計算書（PL）と貸借対照表（BS）を軸に、AI時代を勝ち抜くための財務戦略が説かれました。

特に強調されたのは「2期連続赤字を避けること」「自己資本比率30%を目指すこと」「売上の3ヶ月分の現金を確保すること」という3つの黄金ルールです。同業他社との比較以上に、過去の自社との数字の推移を分析し、経営のボトルネックを特定する重要性が示されました。今回の研修は、参加した経営者にとって、財務を単なる税務処理から「経営の羅針盤」へと進化させる貴重な機会となりました。

西部ブロック合同事業

埼玉県法人会連合会女性部会連絡協議会西部ブロックは、令和8年8月4日「税と地球」と題した租税教育事業を開催しました。当会からは児童・家族、法人会関係者を含む総勢28名がチャーターバスでJAXA地球観測センター（鳩山町）を訪問しました。衛星による地球観測の仕組みや環境保全の重要性について専門職員より解説を受け、宇宙から見た地球を学ぶ貴重な機会となりました。また、東松山税務署担当官による租税教室も行われ、税が環境施策や社会基盤を支える役割について理解を深める内容となりました。夏休み中の児童にとって有意義な体験となる一日でした。







所沢法人会 新入会 会員紹介

●令和8.6.16～9.15
※情報公開に同意いただいた新会員様のみ掲載

支部	会員名	住所
所沢支部	㈱ＳＴ物流倉庫	所沢市林2-131
	㈱ユウエイ	所沢市北秋津791-2 増田ビル2F
	㈱TUCK	所沢市上安松574-9
	ＥＴＳデリジェントリサイクリング㈱	所沢市下富1005-1
	㈲イシイ自工	所沢市上安松1306-3
	㈲グリーンビレッジ	所沢市上新井3-21-1
	㈱積田	所沢市くすのき台2-20-11 F.STAGE207
	㈱タイヘイ	所沢市小手指南2-5-5
飯能支部	日向産業㈱	飯能市川寺396-17
	㈱武蔵野コンピューターコンサルタント	飯能市八幡町3-14
	㈲ケイアンドケイライフ	飯能市岩沢600-5

支部	会員名	住所
飯能支部	㈱ＫＩＮＤ	飯能市中山317-16
	㈲サイタマ田中電業	飯能市岩沢1014-2
狭山支部	楓鈴興業	狭山市上奥富151-1
	㈱カノア	狭山市北入曽425-11
入間支部	ワイズテック㈱	入間市仏子1641-58
	とみた行政書士事務所	入間市新久970-20
	㈱あぽろ	入間市河原町1-25 山口ビル1F
	ユニコム㈱	入間市豊岡1-8-31 落合ビル4F
	アドバンスパートナー㈱	入間市宮寺2925-142
その他	比留間　陵	日高市楡木269-2

所沢法人会活動報告

令和 8.6.15～令和 8.9.30

開催日		事業名
6月	16日	新設法人税務研修会 （於：所沢税務署　会議室）
	22日	第1回研修委員会 （於：狭山市　ニックス）
7月	6日	第1回広報委員会 （於：狭山市　大穀）
	9日	青年部会／経営研修会 （於：飯能市　ホテル・ヘリテイジ）
	22日	女性部会／第2回役員会 （於：所沢市　離宮）
	27日	組織厚生合同委員会 （於：入間市　魚いち）
8月	4日	女性部会／西部ブロック合同事業 夏休み家族で学ぶ「税と地球」 （地球観測センター&東松山市民文化センター）
	19日	第3回正副会長会議 第2回理事会 （於：飯能市　ホテル・ヘリテイジ）
	21日	飯能支部／役員会・会員増強会議 （於：飯能商工会議所　会議室）
	27日 9月1日 2日 4日	法人税・消費税申告説明会 （於：狭山市市民会館　会議室） （於：所沢税務署　会議室） （於：飯能商工会議所　会議室） （於：入間市産業文化センター　会議室）
9月	3日	所沢支部／役員会・会員増強会議 （於：所沢商工会議所　会議室）
	9日	狭山支部／役員会・会員増強会議 （於：狭山市　割烹 喜代川）
	11日	入間支部／役員会・会員増強会議 （於：入間市　魚いち）
	14日	経営者のための決算書の見方セミナー （於：所沢市民文化センター ミューズ）
	25日	会員一日研修会 （於：日光方面）


新設法人税務研修会


第1回研修委員会


第1回広報委員会


女性部会／第2回役員会


組織厚生合同委員会


第3回正副会長会議


第2回理事会


法人税・消費税申告説明会


経営者のための決算書の見方セミナー


会員一日研修会

生活習慣病（成人病）健診のお知らせ

人間ドック形式による生活習慣病（成人病）健診を実施いたします。基本的な検査項目に加え動脈硬化の状態がわかる頸動脈超音波検査や女性健診などのオプション検査も充実し、短時間で効率良く受診することができます。詳細につきましては、別途郵送にてご案内しています。

実施日	会場
12月 2日（水）	狭山市市民会館
12月 7日（月）・10日（木）	所沢市民文化センターミューズ
12月 8日（火）・15日（火）	入間市産業文化センター



○保険金額3億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
○この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
○当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
○この資料は、2025年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
○ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社
埼玉西支社 所沢営業所　所沢市くすのき台3-18-3
TEL 04-2003-2261

AIG AIG損害保険株式会社
埼玉支店　さいたま市大宮区大門町3-54
TEL 048-641-4050

F-2025-0003(2025年11月4日)
25-073022 2025-11



〈引受保険会社〉
アフラック 埼玉総合支社　法人会フリーダイヤル 0120-876-505

●発行責任者：一般社団法人 所沢法人会　〒359-1121 所沢市元町27-1 所沢ハーティア東棟3階　TEL 04-2924-5785　FAX 04-2924-5330　●印 刷：株式会社 第一印刷